

令和 7 年第 4 回
多摩市議会定例会議案

多 摩 市

多摩市告示第468号

令和7年第4回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和7年11月17日

多摩市長 阿部 裕行

記

1 日 時 令和7年12月1日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

第83号議案

桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事（その2）の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

記

1 工事件名	桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事（その2）
2 契約の相手方	多摩市落川1251番地 株式会社朝倉組 代表取締役 朝倉 泰成
3 契約金額	金264,000,000円
4 契約の方法	一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）

（参考）

1 工事の概要	(1) 外部改修工事（勾配屋根、平場部分、外壁） (2) 屋内工事（レイアウト変更に伴う改修、老朽化対応に伴う改修） (3) 外構工事
2 工事場所	東京都多摩市桜ヶ丘一丁目17番地7
3 工事区分	建築工事
4 工期	契約発効の日の翌日から令和9年2月22日まで
5 財源	市債及び一般財源

入札見積経過調書

案件番号	2025-00368	件名			
内部発注番号	5071000184				
入札見積締切日時	2025年10月23日 17時00分				
開札日時	2025年10月24日 9時39分				
予定価格	276,848,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市多摩市桜ヶ丘1-17-7				
業種	0700 建築工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称 株式会社朝倉組				
	所在地 東京都多摩市落川1251番地				
落札金額	240,000,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社朝倉組	240,000,000円 総合点 34.2点 価格点 4.2点 技術点 30.0点			
2	大石建設株式会社	辞退			
備考	落札率95.4%				

第 84 号議案

桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事（その 2）の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

記

1 工 事 件 名	桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事 (その 2)
2 契約の相手方	多摩市落合三丁目 8 番地 12 高木電気・日本電力建設共同企業体 株式会社高木電気工業社 代表取締役 林 哲也
3 契 約 金 額	金 204,050,000 円
4 契約の方法	一般競争入札（地方自治法第 234 条第 1 項適用）

（参考）

1 工 事 の 概 要	(1) 電灯設備工事 (2) 動力設備工事 (3) 電気自動車用充電設備用空配管設備工事 (4) 受変電設備工事 (5) 太陽光発電設備用配線切り回し工事 (6) 構内情報通信網設備工事 (7) 構内交換設備工事 (8) 時刻表示設備工事 (9) その他
2 工 事 場 所	東京都多摩市桜ヶ丘一丁目 17 番地 7
3 工 事 区 分	電気設備工事
4 工 期	契約発効の日の翌日から令和 9 年 2 月 22 日まで
5 財 源	国庫支出金、市債及び一般財源

入札見積経過調書

案件番号	2025-00369	件名	桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事 (その2)		
内部発注番号	5071000185				
入札見積締切日時	2025年10月23日 17時00分				
開札日時	2025年10月24日 9時36分				
予定価格	206,338,000円				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都多摩市多摩市桜ヶ丘1-17-7				
業種	0800 電気工事				
入札方式	01 一般競争入札 総合評価方式				
落札者	商号又は名称 所在地	高木電気・日本電力建設共同企業体 東京都多摩市落合三丁目8番地12			
落札金額	185,500,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	高木電気・日本電力建設共同企業体	185,500,000円 総合点 31点 価格点 1.0点 技術点 30.0点			
備考	落札率:98.9%				

第 8 5 号議案

多摩市営駐輪場の指定管理者の指定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

下記のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者を指定する。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 永山駅駐輪場
- (2) 永山駅北駐輪場
- (3) 北諏訪小南駐輪場
- (4) 多摩センター駅東駐輪場
- (5) 多摩センター駅西駐輪場

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

N C D 株式会社

東京都品川区西五反田四丁目 32 番 1 号

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

第 8 6 号議案

権利の放棄について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 権利の内容

特別定額給付金返還金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 20 日閣議決定）にて家計への支援を行うため事業実施した特別定額給付金について、対象外である者からの申請に対して、市が誤支給したことで発生した返還金。

2 権利の放棄の相手方

東京都板橋区成増

A

3 権利の放棄の額

金 77,463 円

4 権利の放棄の理由

再三にわたり、文書、訪問により催告したが、返還する意思がないと判断し、令和 6 年度に支払督促を行った。その後、債権差押命令の申立てを行い、預金口座より 22,537 円を回収した。

しかし、この他の財産についての調査は困難であり、これ以上の債権回収は見込めないことから、権利の放棄をするものである。

第 8 7 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 2 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理番号	路 線 名	起点・終点		備 考
1	1 - 356 号線	起点	一ノ宮一丁目 34 番 10 地先	

令和7年度第1ブロック認定路線図

案内図

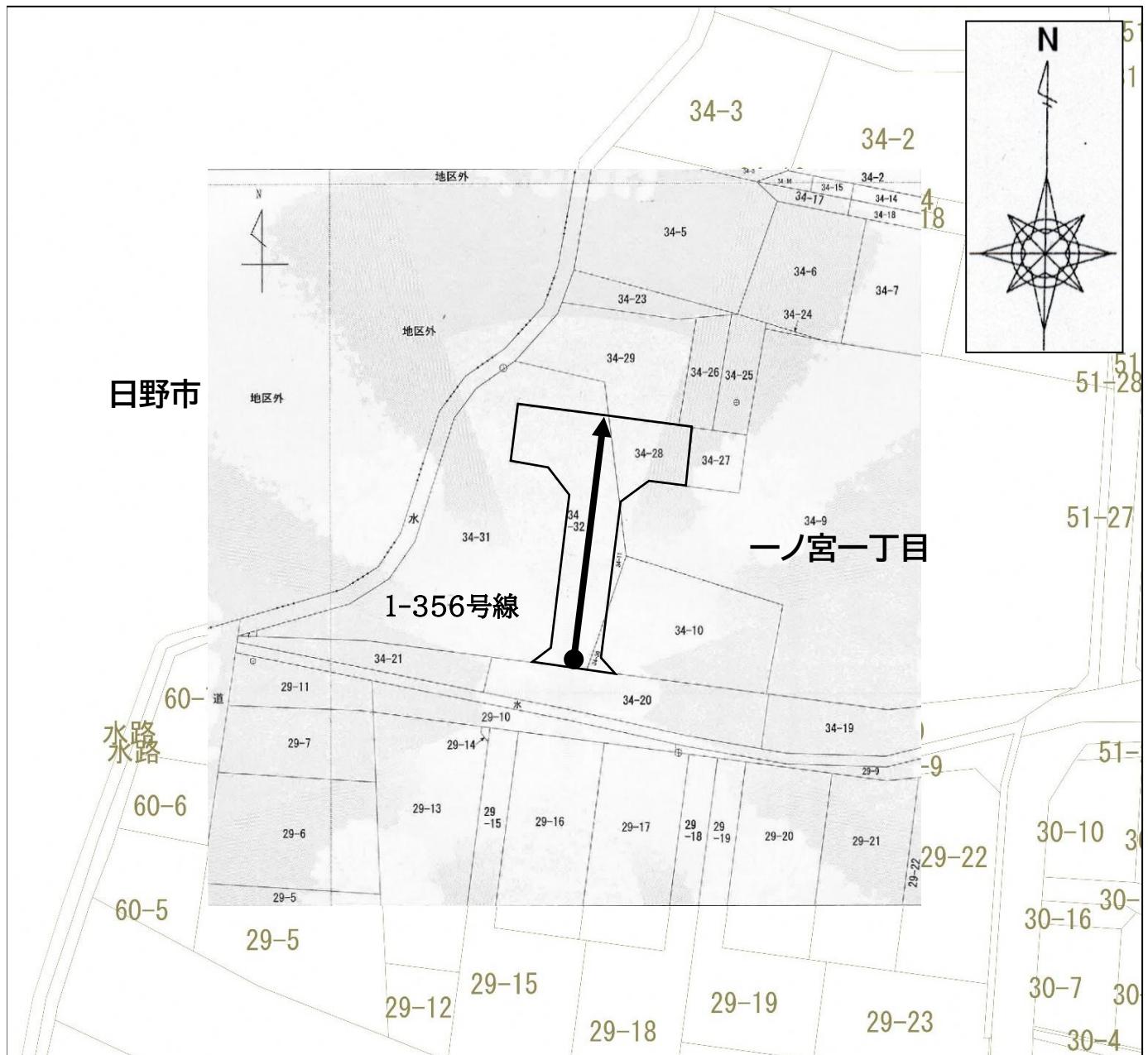
1-356号線



凡 例
起点
終点

認定土地所在図

1-356号線



縮尺 1:500

凡 例	
起点	● —
終点	— →

第 88 号議案

多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市友好都市検討委員会設置条例を廃止する条例

多摩市友好都市検討委員会設置条例（昭和 60 年多摩市条例第 20 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第89号議案

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 に関する条例の一部を改正する条例

多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年多摩市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表1の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(8) 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、その者を特定する情報を管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表2の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表3の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(5) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表4の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表5の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(39) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表6の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表7の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(8) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表 8 の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 特別支援教育就学奨励費の支
給に関する情報であって教育委
員会規則で定めるもの | (2) 住登外者宛名情報であって教
育委員会規則で定めるもの |
|---|-----------------------------------|

別表 8 の項を同表 9 の項とし、別表 7 の項の次に次のように加える。

8 市長	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって規則で定め るもの	住登外者宛名情報であって規則で 定めるもの
------	---	--------------------------

別表に次のように加える。

10 教育委 員会	住登外者宛名番号管理 機能による住登外者の 情報の管理に関する事 務であって教育委員会 規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって教育委 員会規則で定めるもの
--------------	--	-------------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

第90号議案

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年多摩市条例第9号）の
一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 内国旅行の旅費（第8条—第15条）

第3章 外国旅行の旅費（第16条）

第4章 雜則（第17条—第23条）

附則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に
改める。

第2条第3号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任
命権者若しくは任命権者の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）
が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加
え、同条第5号中「根拠地」を「本拠地」に改め、同条第6号中「市長が定め
る」を「多摩市長（以下「市長」という。）が定める」に、「主として職員の
収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にしている」に改め、
同条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 職務の級 多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市
条例第5号。以下「職員給与条例」という。）別表第7に規定する職務の
級をいう。
- (9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第

6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。) その他の市規則で定める者(以下「旅行業者等」という。)であって、多摩市(以下「市」という。)と旅行役務提供契約(旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の市規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第10号を削る。

第3条第2項第3号中「勤続2年以上の」を削り、同条第3項中「第28条第4項又は第29条の規定」を「第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由」に改め、同条第4項中「以外の」の次に「市の」を加え、同条第5項中「その出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を」を「次条第1項に規定する旅行命令等の」に、「以下」を「同条第3項及び第4項並びに第5条において」に、「され又は死亡した」を「を受け、又は死亡、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、若しくは変更した」に改め、同条第6項中「交通機関等の事故」を「天災、交通事故その他のその者の責めに帰することができない事情」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「旅行命令等を変更する」を「旅行命令等の変更をする」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を加え、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。以下「旅行命令簿等」という。)

に、当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第5項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条第2項中「多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年多摩市条例第5号）」を「職員給与条例」に改め、同条を第6条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項前段中「者は」を「もの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、「支払をする者」を「支払を担当する者」に改め、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項を削り、同条を第7条とする。

第2章中第13条の前に次の5条を加える。

（旅費の種目及び内容）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合であって、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するとき 中級の運賃の額
- (2) 運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するとき 下級の運賃の額

3 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃が更に2以上に区分された船舶により移動するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の規定に該当するとき 同号の規定による区分のうち、最上級の直近下位の級の運賃の額
- (2) 前項第2号の規定に該当するとき 同号の規定による区分のうち、最上級の運賃の額

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲

げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合においては、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第13条から第15条までを次のように改める。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額のうち、職務の級が10級以下の者について定められているもの（以下「宿泊費基準額」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

第16条から第24条までを削る。

第25条の見出しを削り、同条中「外国旅行に」を「外国旅行の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容に」に、「準じて、」を「準ずるものとし、その額は」に改め、「額を旅費として支給する」を削り、第3章中同条を第16条とする。

第4章中第26条の前に次の3条を加える。

(退職者等の旅費)

第17条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3か月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて市長が定める。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第18条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が定める。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第6条、第13条及び第14条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第26条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に、「、不

當に」を「不當に」に改め、同条第2項中「旅行者」を「市長は、旅行者」に改め、「市長が」を削り、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の特例)

第21条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を、旅費として支給する。

2 旅行命令権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があった場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の返納)

第22条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市長が定める。

第28条を第23条とする。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前から施行日以後にわたって算定すべき旅費

の種目がある場合において、施行日前と施行日以後で当該旅費の種目について算定すべき額が異なるときは、当該旅費の種目に係る施行日以後の期間に対応する分の額については、この条例による改正前の多摩市一般職の職員の旅費に関する条例の規定により算定した額とする。

- 3 新条例第22条の規定は、新条例又はこれに基づく規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

第91号議案

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和47年多摩市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第2項中「車賃、日当、食事料、支度料及び旅行雑費」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当」に改め、「その額」の次に「のうち旅費条例により難いものについて」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 旅費の算定方法及び支給方法については、この条例に定めるもののほか、多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年多摩市条例第9号。以下「旅費条例」という。）の例による。

別表(1)内国旅行の旅費の部の表を次のように改める。

区分	額
鉄道賃	次に掲げる費用の額の合計額 (1) 運賃（運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級） (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金 (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用
船賃	次に掲げる費用の額の合計額

	<p>(1) 運賃（運賃の等級が3階級に区分された船舶により移動するときは中級の運賃の額（その階級の運賃が更に2以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の運賃の額）、運賃の等級が2階級に区分された船舶により移動するときは上級の運賃の額（その階級の運賃が更に2以上に区分されている場合は、その区分のうち最上級の直近下位の運賃の額））</p> <p>(2) 寝台料金</p> <p>(3) 座席指定料金</p> <p>(4) 特別船室料金</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用</p>
宿泊費（1夜につき）	国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）により定められている宿泊費基準額のうち、指定職職員等について定められているもの

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第92号議案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年多摩市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「費用弁償として別表に定める旅費を支給する」を「順路によりその費用を弁償する」に改め、同条第2項中「前項に定めるものほか、議員に支給する旅費」を「費用弁償の支給方法」に改め、「。以下「条例」という。」及びただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法は、常勤特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和47年多摩市条例第27号）の例による。

第4条第1項中「1月」を「1か月」に改め、同条第2項中「6箇月」を「6か月」に、「5箇月」を「5か月」に、「3箇月」を「3か月」に改める。
別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第93号議案

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年多摩市
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「費用弁償として」を削り、「別表第2に定める旅費を支給
する」を「その費用を弁償する」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「
費用弁償」の次に「の額」を加え、「額とする」を削り、同項を同条第3項と
し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊
費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、その額及び算定方法並びに支給
方法は、多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年多摩市条例第
9号）の例による。

別表第1 民生委員推薦会委員の項中「民生委員推薦会委員」を「民生委員推
薦会」に改め、同表子ども・子育て会議の項中「子ども・子育て会議」を「子
ども・若者・子育て会議」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1 民生委員推
薦会委員の項の改正規定及び同表子ども・子育て会議の項の改正規定は、公布
の日から施行する。

第94号議案

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部裕行

記

多摩市条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和42年多摩市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「ついて」の次に「、その者の職務の関係で証人等となった場合」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当とし、その額は次の表のとおりとする。

種目	額
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当	多摩市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和35年多摩市条例第9号）の規定により職員に支給する額に相当する額
日当	1日につき10,000円

第3条第2項ただし書中「現によって」を「現によった」に改める。

第4条中「ものを除く」を「ものの」に、「支給に」を「算定方法及び支給方法に」に改め、「（昭和35年多摩市条例第9号）の支給」を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第95号議案

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（令和元年多摩市
条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表専門スタッフの部庁舎管理員の項中「8, 200円」を「8, 600円」
に、「19, 500円」を「20, 600円」に改め、同表補助スタッフの部
チャレンジ雇用職員の項中「1, 163円」を「1, 226円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多摩市会計年
度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「改正後条例」という。）
の規定は、令和7年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
（報酬の内払）
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に、この条例による改正前
の多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の規定により既
に支払われた報酬は、改正後条例の規定による報酬の内払とみなす。

第96号議案

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多摩市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和61年多摩市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「主として」を削る。

第6条第1項中「が医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第97号議案

多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多摩市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成2年多摩市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」を「多摩市長（以下「市長」という。）」に改める。

第7条第1項中「が医療証」の次に「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（市長が別に定める場合に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第98号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和46年多摩市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表付表1 2%の部1歳の項を次のように改める。

1歳	59,800	50,400	45,600	43,200	41,000	48,800	46,600	44,800
	45,000	35,600	30,800	28,400	26,200	34,000	31,800	30,000

45,500	44,200	43,100	42,100	41,300	40,600	41,300	40,700
30,700	29,400	28,300	27,300	26,500	25,800	26,500	25,900

40,100	39,600	39,200	38,800	38,500				
25,300	24,800	24,400	24,000	23,700				

別表付表9～11%の部1歳の項を次のように改める。

1歳	58,700	49,600	44,900	42,500	40,400	48,000	45,800	44,100
	44,300	35,200	30,500	28,100	26,000	33,600	31,400	29,700

44,800	43,500	42,400	41,500	40,700	40,000	40,600	40,000
30,300	29,000	28,000	27,000	26,300	25,600	26,200	25,600

39,500	39,000	38,600	38,200	37,900				
25,100	24,600	24,200	23,800	23,500				

別表付表6～8%の部1歳の項を次のように改める。

1歳	57,700	48,700	44,200	41,900	39,800	47,200	45,000	43,400
	43,700	34,700	30,200	27,900	25,800	33,200	31,000	29,400

44,000	42,700	41,700	40,800	40,000	39,400	40,000	39,400
30,000	28,700	27,700	26,800	26,000	25,300	26,000	25,400

38,900	38,400	38,000	37,600	37,300
24,900	24,400	24,000	23,600	23,300

別表付表2～5%の部1歳の項を次のように改める。

1歳	56,300	47,600	43,200	41,000	39,000	46,100	44,000	42,400
	42,900	34,200	29,800	27,500	25,500	32,600	30,500	28,900

43,000	41,800	40,700	39,900	39,100	38,500	39,100	38,500
29,500	28,300	27,200	26,400	25,600	25,000	25,600	25,000

38,000	37,600	37,200	36,800	36,500
24,500	24,100	23,700	23,400	23,000

別表付表加算停止の部1歳の項を次のように改める。

1歳	55,700	47,100	42,800	40,600	38,600	45,500	43,500	41,900
	42,400	33,900	29,500	27,400	25,400	32,300	30,300	28,700

42,500	41,300	40,300	39,400	38,700	38,100	38,700	38,100
29,200	28,000	27,000	26,200	25,500	24,900	25,400	24,900

37,600	37,200	36,800	36,400	36,100
24,400	24,000	23,600	23,200	22,900

別表付表に備考として次のように加える。

備考　国の定める基準による1歳児配置改善加算の適用を受ける場合の1歳児に係る基本額の算定は、それぞれ1歳の項の下段に定める額による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第99号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準

に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準

に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第100号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年多摩市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（東京都が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は東京都の区域に係る法第18条の29に規定する地

域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を加える。

第29条第1項、第31条第1項及び第44条第1項中「保育士」の次に「（東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第47条第2項中「保育士」の次に「（東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第101号議案

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の

一部を改正する条例

多摩市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年多摩市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第22条第1項中「保育士」の次に「（東京都が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 102 号議案

多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例

多摩市学童クラブ条例（昭和 57 年多摩市条例第 13 号）の一部を次のように
に改正する。

別表多摩市貿取学童クラブの項を次のように改める。

多摩市豊ヶ丘小学童クラブ	多摩市豊ヶ丘二丁目 4 番地 1
--------------	------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第103号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和27年多摩市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、当該減免の事由及びその事由に該当することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

第24条第2項第3号中「理由」を「事由」に改め、同条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、前項ただし書きに該当する場合において、その減免の事由が消滅したことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

附則に次の1項を加える。

（令和8年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

15 当分の間、令和8年度以降の第24条第1項第2号の規定の適用については、同号中「又はこれに準ずると認められる者」とあるのは、「若しくはこれに準ずると認められる者又は未就学児がある世帯の納税義務者」とする。この場合において、未就学児がある場合の納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額に限る。）の減免は、第21条第2項に定める額について行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例による。

第104号議案

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

多摩市立公園条例の一部を改正する条例（令和4年多摩市条例第41号）の
一部を次のように改正する。

附則ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第3の改正規定（多摩東公園の項に係る部分及び次号に掲げる部分
を除く。） 公布の日から起算して3年5月を超えない範囲内において規
則で定める日
- (2) 別表第3の改正規定（諏訪南公園の項に係る部分、貝取南公園の項に係
る部分、関戸公園の項に係る部分及び一本杉公園の項に係る部分に限る。）
及び同表に次のように加える改正規定 公布の日から起算して13年5月
を超えない範囲内において規則で定める日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第105号議案

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例

多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（令和4年多摩市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定（多摩東公園内駐車場の項に係る部分、多摩中央公園内駐車場の項に係る部分及び次号に掲げる部分を除く。）及び別表第1の次に1表を加える改正規定（多摩東公園内駐車場の項に係る部分、多摩中央公園内駐車場の項に係る部分及び次号に掲げる部分を除く。）公布の日から起算して3年5月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 別表の改正規定（諏訪南公園内駐車場の項に係る部分、貝取南公園内駐車場の項に係る部分、関戸公園内駐車場の項に係る部分、一本杉公園内駐車場の項に係る部分及び並木公園内駐車場の項に係る部分に限る。）及び別表第1の次に1表を加える改正規定（諏訪南公園内駐車場の項に係る部分、貝取南公園内駐車場の項に係る部分、関戸公園内駐車場の項に係る部分、一本杉公園内駐車場の項に係る部分及び並木公園内駐車場の項に係る部分に限る。）公布の日から起算して13年5月を超えない範囲内において規則で定める日

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第106号議案

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年多摩市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市議会議員及び多摩市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される多摩市議会議員及び多摩市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された多摩市議会議員及び多摩市長の選挙については、なお従前の例による。